

伏屋駅自転車駐車場

平成30年11月1日有料化開始

定期契約の募集を行います

【申込方法】

- インターネット申込（先着順）
右のQRコード・URLからアクセスし、手順に従ってお申し込みください。
- FAX申込（翌日以降の処理となります）
裏面定期利用申込書に必要事項を記入の上、FAXしてください。

<http://www.maypark.jp>



1回利用もあります！



受付開始：平成30年10月10日（水）午前9時～

※受付完了後、定期カードと定期料金の精算方法等を記載した案内を送付いたします（約1週間）。案内に従って手続きを完了してください。



【伏屋西自転車駐車場】
Aブロック(自転車) 298台

【伏屋東自転車駐車場】
Bブロック(自転車) 240台
Cブロック(原付) 8台



定期台数には限りがあります。
先着順での受け付けとなります。
お申込みはお早めに！！

当自転車駐車場のチェックポイント！

- manaca、ICOCA 使用可能
- 場内精算機にていつでも定期更新可
- 監視カメラ
- 夜でも明るい
- 係員の巡回・整備

定期利用申込書(受付開始は10月10日より)

申込FAX 052-339-2617

私は、名古屋市有料自転車駐車場定期利用規約を承諾・遵守し、定期利用を申込みます。

申込日 (ふりがな)	平成	年	月	日	希望駐車ブロック(希望駐車ブロックに○をつけてください) ※○が無い場合は、希望が無いものとみなします	
氏名						伏屋西 伏屋東
住所	〒					自転車 自転車 原付
(ビル・マンション名・部屋番号)					第1希望	A B C
電話番号(携帯)					第2希望	A B C
メールアドレス					第3希望	A B C
勤務先 (学校名)					【注意】	
防犯登録ナンバー					<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する□印の中に✓印を記入してください。 ● 減免対象者は、別途手続きが必要です。詳細は、お問い合わせください。 ● 10月9日以前に申込みされた場合でも、10月10日の受付とさせていただきます。 ● 希望駐車ブロックの決定は、受付順に行います。ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。 	
申込区分	一般	□1か月	□3か月	□6か月	受付No.	
		□1か月	□3か月	□6か月		
	大学生等	□1か月	□3か月	□6か月		
		□1か月	□3か月	□6か月		
	高校生以下	□1か月	□3か月	□6か月		
原動機付き自転車 (50cc以下)	□1か月	□3か月	□6か月			
		2,000円	5,500円	10,000円		
		1,700円	4,500円	8,000円		
		1,500円	4,000円	6,000円		
		3,500円	9,500円	18,000円		

※受付完了後、定期カードと定期料金の精算方法等を記載した案内を送付いたします（約1週間）。案内に従って手続きを完了してください。

名古屋市有料自転車駐車場 定期利用規約

MHAグループ(株)日本メカトロニクス・アマノ(株)が指定管理者として管理する名古屋市有料自転車駐車場(以下「駐車場」とする)を定期利用する者は以下の項目を遵守し、安全かつ快適に駐車場を利用するものとする。

- この管理規約は「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例」及び「名古屋市有料自転車駐車場条例」に基づき、MHAグループが駐車場を管理する上で必要な項目を「定期利用規約」として作成されたものである。
- 定期利用可能車両
 - 定期利用可能な車両は、以下の駐車装置を使用する際は、各装置に適合した範囲内のJIS規格一般用自転車とする。
 - 駐車装置の無い車室についてはその区分に従い自転車または原動機付き自転車(50cc以下)の駐車が可能とする。(積上、収容台数を超える駐車はできない)

駐車装置	タイヤサイズ	幅(タイヤ)	全長	総重量(乗員等含む)
固定ラック	16~28インチ	54mm以下	1850mm以下	30kg以下
スライドラック	22~28インチ	54mm以下	1800mm以下	25kg以下
電磁ラック	16~28インチ	54mm以下	1850mm以下	30kg以下

駐車装置	タイヤサイズ	幅(タイヤ)	全長	全高	総重量(乗員等含む)
立降ラック(上段)	22~28インチ	54mm以下	1800mm以下	1100mm以下	25kg以下
立降ラック(下段)	22~28インチ	54mm以下	1850mm以下	1100mm以下	30kg以下

- 各駐車場の駐車装置及び配置によって上記に適合した車両であっても駐車できない場合がある。その際は、各施設の職員又は指定管理者の指示に従うものとする。
- 利用料金
 - 定期利用者は利用を開始する前月末日までに以下の利用区分に相当する各駅ごとに定められた利用料金を支払うものとする。尚、定期契約期間は1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の単位とする。

区分	期間	1ヵ月			3ヵ月			6ヵ月		
		一般	大学生等	高校生以下	一般	大学生等	高校生以下	一般	大学生等	高校生以下
自転車		2,000円	1,700円	1,500円	5,500円	4,500円	4,000円	10,000円	8,000円	6,000円
原動機付き自転車(50cc以下)		3,500円			9,500円			18,000円		

- 大学生等及び高校生以下、減免の各定期を契約する者は各駐車場管理事務所にて所定の証明書を提出し、職員の確認を得なければならない。
- 減免の定期契約期間は1ヵ月の単位とする。
- 減免の定期契約者は当該駐車場における1日利用の減免申請を同時に申し込むことは不可とする。
- 管理料は上記の区分・期間及び利用料金を、制度の変更及び改定等により変更する場合がある。

- 利用申し込み手続き(新車申込)
 - 駐車場の定額を新規に申し込みの場合は所定の手続きによって申し込み後、Mグループが発行する定期利用券購入カードを受領し、そのカードによって定期料金の支払い及び定期利用シールの自転車等への貼り付け等の諸手続をすべて完了しなければならない。
- 利用上の注意及び注意事項
 - 定期利用者は駐車場利用の際は、現地の案内看板、注意事項等の表示に従い、正しく利用すること。
 - 定期利用者は駐車場内での出入庫及び駐車方法など、各施設の使用方法及び職員からの指示に従うこと。
 - 定期利用者は駐車場内では契約しているブロックの車室(ラックまたは格納)内に正しく駐車すること。
 - 指定管理者は通路や出入口周辺など、車室以外の場所への自転車等の放置を違法駐車として移動又は撤去することができる。

- 定期利用者が買い替え、修理などにより別の自転車等で定期利用する場合には必ず事前に管理事務所へ申し出なければならない。申し出が無い場合は不正利用または1回利用と見なされる場合がある。
- 定期利用シールが無い自転車等は違法駐車とし、移動及び撤去の対象となる。
- 指定管理者が移動又は撤去を行う場合、ワイヤー錠等の錠鎖を切断する場合はない。

- この場合の自転車等の破損及び切替したワイヤー錠等の費用は一切しない。

- 定期利用者は定期利用券購入カードを常時携帯し、職員が指示を求めた場合には提示すること。
- 定期利用者が利用規約に反した場合や職員の指示に従わない場合、指定管理者は利用を停止させ退場させることができる。
- 定期利用者は駐車する自転車等に障害物や危険物を乗せ、駐車に際して細心の注意を払わなければならない。
- 指定管理者は次の事由によって生じた自転車等又は利用者の損害についての賠償責任を負わない。
 - 自然災害その他不可抗力による事故、トラブル
 - 事故、トラブル等に対する措置によるもの
 - 自転車等本体及び積載物及び取付物等への盗難、又は悪戯
 - 営業停止又は中止、休止等の措置によるもの
 - 利用者又は第三者による規定・想定外の行為等
 - 適正な管理上必要な措置として実施した移動または撤去等の措置によるもの

- 指定管理者は、駐車場内での規定外の利用、他の利用者に迷惑となる行為、危険物の持込や危険な行動等を見つけた場合は、管理上、その対象者の利用を停止させ退場させることができる。
- 指定管理者が撤去または過失等によって駐車場内の設備や他の利用者及び他の自転車等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 指定管理者は施設の保全、修繕等により駐車場の運用ができなくなった場合、一部または全部の施設利用を中止することができる。その際には定期利用者の利用ブロック等の変更・移動をすることができる。
- 上記の事由等指定管理者は一部または全部の定期利用者の契約を解除する場合がある。ただし、その場合に指定管理者が他の駐車場の確保をすることはしない。

- 申込者の個人情報取扱
 - 申込者の個人情報等は全て「名古屋市個人情報保護条例」及び「MHAグループ個人情報保護規定」に基づいた取り扱いを行うものとするが、定期契約管理を行う上で必要性を判断した上で、名古屋市及び名古屋市指定管理者または施設管理者等に提供することとする。
- 定期利用期間の更新
 - 定期の更新を希望する者は契約期間終了月の16日から末日までに各施設の更新方法に従って定期の更新を行うことができる。(更新方法の詳細は各駐車場又は施設に掲示された方法による)
 - 定期利用者の状況または失念によって定期更新期間が切れた場合は、自動解約となる。また、故意または失念によって更新期間が切れた状態でも利用を継続した場合は超過した期間の利用料金を指定管理者が別途徴収することができる。更に同利用の規定に則って、放置自転車等と見なした場合は、移動及び撤去処分の対象とし、定期利用者は各保管場所の規定によって利用料金及び返還費用を支払わなければならない。

- 変更手続き等
 - 定期利用者は、利用開始後に区分及び期間、駐車ブロック等の変更を希望する場合や新設申し込みの際に記載した住所、連絡先等に変更があった場合は変更の手続きをしなければならない。なお、駐車ブロックの変更については変更を希望する場所の利用状況によって変更を受けられないことがある。
- 定期利用券購入カード、定期利用シールの再発行等
 - 定期利用者が定期利用券購入カード、定期利用シールの紛失及び盗難に遭った場合、指定管理者及び各管理事務所に出向して再発行の手続きをしなければならない。
 - 定期利用券購入カードの再発行については再発行手数料として300円(税込)を支払うものとする。
 - 指定管理者は定期利用券購入カード及び定期利用シールが無い状態での利用について、理由の如何を問わず認めない。

- 解約・遷移手続き等
 - 定期利用者が解約を希望する者は別途解約手続きを行うこと。
 - 解約を希望する者は、解約に際し、未使用月分の返付を請求する場合は合わせて返付請求手続きを行うこと。ただし、返付の金額については所定の手続き方法によるものとし、原定期間利用券購入カード及び定期利用シールの返納が終了した時点の当該月を最終利用月とする。なお、最終利用月の末日までは利用を認められない。
- その他の事項
 - この利用規約に定めのない事項については、道路交通法、民法又は名古屋市条例等の規則・規定に従って処理する。
 - 本利用規約は安全・安心の確保等の理由で、事前に通知することなく改定することができる。

名古屋市有料自転車駐車場 指定管理者 : MHAグループ
(但し、以下に記載の各駅自転車駐車場)

- 伏屋駅、志賀本通駅、上飯田駅、平安通駅、大曾通駅、おひなみ通駅、砂田橋駅、茶屋ヶ坂駅、自由ヶ丘駅、本山駅、名古屋大学駅、八事日本通駅、総合センター駅、瀬田運動場駅、新瑞通駅、瑞通駅、左馬場駅、小橋駅、小本駅、春田駅、茶室駅、大高駅、神宮前駅、大江駅、大同町駅、柴田駅、鳴海駅、鳥森駅、六ツ木町駅、有松駅、伏屋駅

【お問合せ先】
指定管理者 MHAグループ (代表会社: 株)日本メカトロニクス
電話: 052-339-2611 FAX: 052-339-2617
担当: 板津・小川・山田 営業時間: 月~土 9:00~17:30